

た
だ
き
ま
す

れども、この制度設計に当たっては、本人訴訟を
している場合、この査証制度を利用できないで
すとか、これは別にできたんじゃないかなというふ
うにも思つたりもします、私は。それなので、
今、まだ本人訴訟との絡みで課題が残つてゐると
おっしゃつたので、ぜひちよつと御検討いただけ
ればと思います。

○宗像政府参考人 繰り返しこの中でも御議論が出ておりますけれども、アメリカやヨーロッパ諸国では、日本よりもはるかに強制力のある証拠収集制度によって権利の実効的な保護を図つております。近年では、中国や韓国も訴訟制度を急速に強化をしておりまして、権利保護によるインバーションの促進を図つております。

うような、そういう計算が働きにくくなるということで、権利を尊重する環境が少し醸成されるのかなというふうに思っております。

だいたい姿勢は理解はできると思いますが、特許厅の方から、今後の知財紛争処理システムのあり方に関する報告書の中で、こういつた記述がございます。ちょうど赤線を引いてある部分ですが、こしま、正凸又は三毛二つ子形凸三毛形

わい 言おれ身三経のことをおいて「身三経は」というふうに書いてありますけれども、「本手続は、その存在によつて本手続によることなく当事者が任意に証拠を提出することが促されることを

期待するものであり、これらの要件のもとで、結果として、いわば「伝家の宝刀」として運用されることが期待される。」ということが書いてあります。今長官がおつしやっていたようなこと

を言葉にしていると思うんですが。
あえて少し批判的な見方をさせていただきます
と、もし、公平公正な紛争処理が行われること、
制度の行使ではなく、是正方上りの取り扱い上の方を

求める場合には、これまで議論もありました、単純な懲罰賠償制度のようなものの方がわかりやすく、原告側の手続負担も軽いのではないかという意見がございました。

おもしろい意見にござります。それでは、おもいにござる意見をもう少しお聞きしたいと思います。
こういった意見に対し、特許庁としてはどういうふうな考え方で今回わざわざ査証制度ということにしたのか。改めて御回答をお願いします。

○宗像政府参考人　懲罰賠償制度につきましては、先ほど來議論が出ておりますけれども、やはり、三倍、五倍というような議論がありますけれども、一倍がしっかりとしないと結局は抑止力

が働かないということで、まずは、日本の中で一倍というものが本当にしっかりとできているんだどうかというところから始めなければ先に進まないということが出発点でございました。

やはり、懲罰賠償制度については、非常に厳しい見方も強い反発もあります。したがって、ますやるべきことをしっかりとやらなければしっかりといた議論ができないというふうに考えておりまして、まずは今回は一倍の中身をしっかりとすることで、その中身は二つあって、一つは、侵害があるのかどうかということを確認するときの証拠の収集。

これは、諸外国では、例えばアメリカや韓国もそうですけれども、懲罰賠償制度をとっている国も、懲罰賠償だけに頼っているのではなくて、やはり侵害の証拠をまず確認をするというところでもしつかりした制度を持つております。そこをまず日本はしつかりしなければいけないということ。

そして、一倍をしつかりするという意味において、今の得べかりし利益の計算の仕方が、中小企業など売上げ規模が小さいところが、自分の実施能力を超える部分は一切賠償請求できないではないかというところに、ライセンス料としてであれば損害額を更に大きく認定していただける可能性があるという道を開くことで、この抑止力を高めるとということをまずは出発点としたわけでござります。

○浅野委員 考え方については理解できました。

ただ、これはもう価値観の問題になるんですけども、特許院の資料に書いてあるこの文言、わざわざこの委員会でこれだけの先生方を集めて議論をする制度、それで法を改正するという行為をとつているわけで、利用されない方がいい制度、法律というのもあるのかもしれないんですが、これを使われないことを期待するというような表現ではないのであれば、ぜひこの部分については、もう少しとの意図がわかるような形で表現を今後していただきたいというふうに思います。

何か一言あれば、よろしくお願ひします。

○宗像政府参考人 私ども、この伝家の宝刀といふ言葉は、軽々に発動されるものではないと。非常に抵抗感が産業界でも強ございましたので、軽々に発動されるものではないと。

他方、抜かずの宝刀ではないということで、これはいざとなつたときにはもちろん機能する、いざとなつたときに機能するということをみんなが確信していないとそれは抑止力が働きませんので、そこはそういう考え方で整理をさせていただいたところでござります。

しておられませんが、わざわざ途中からオブザーバーという形で入つたこの経緯について、ちょっとお聞かせをいただけますでしょうか。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕

○米村政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正の内容が団体の会員企業の中でもさまざまなる意見が見られまして、団体としての意見集約が難しいことが予想されたということございまして、このため、特許制度小委員会の委員には、団体からの代表という形ではなくて、大企業、中小企業を始め幅広い属性の主体からバランスよく選定することとして、団体代表というのを今国外しております。

他方 団体との意見交換につきましては 昨年十一月の小委員会におきまして経連及び日本商工会議所との意見交換は行いましたほか 小委員会の外でも 日本経済団体連合会、日本知的財産協会、電子情報技術産業協会などの会員企業と集中的に、委員会の外ですけれども、意見交換を重ねてまいりました。

資料の方に戻つていただきまして、資料一をござ
らんいただきたいんですけど、これも同じ報告書の
中に書いてあつた特許制度小委員会の委員名簿に
なります。

赤線を引いてある一番下の部分をごらんいただ
くと、オブザーバー、平成三十年十二月二十五
日、第二十八回からと書いてございまして、経団
連と日本商工会議所が二十八回目からオブザーバー
として参加をしているということでありま
す。聞くところによれば、この経団連などの団体
は、以前はこの特許制度を審議する委員会のメン
バーであったなどといふことでしたが、今回はメン
バーには含まれておらず、途中からオブザーバー
として参加をしたなどのことのようですがございま
す。

これもあえて批判的な目で見させていただき
と、これまで委員として選定されていた団体、議
論すべき内容によって委員がわかることは十分に
考え得ることなので、そこについて特段疑問視は

ンバーとの関係もございますので、まず意見
ちゃんとお伺いする、オブザーバーとしての御
見はお伺いするという条件も付しまして、御意
を聞くということできさせていただきました。当
から入っていなかったので、今回オブザーバー

正見思を産業基盤の上に立つて、これが何を意味するか。これが何を意味するか。
○浅野委員 では、委員会の外で意見も聴取されることは、考慮するという意味では、実質的には委員会と同質的な立場であつたような受けとめをさせたいただいたんですけれども、それでよろしいですか。
○米村政府参考人 委員と同質といいますと、それは制度的なところがござりますので、そこまではちょっと申し上げることはできませんで、繰り返しますけれども、今は団体としての委員会になりますけれども、当初からそういう形にならざるを得ないということで、当初からそういう形にならざるを得ない形で走っておりましたので、こういう形にならざるを得ない形で走っておりましたので、このことについてお尋ねです。

の必要性というもの、先ほど御説明をいただきしたが、定量的な検証は済んでいない段階、あ、定量的検証も難しい問題なのかもしれませんがあ、非常に国内におけるニーズの定量化が難しい状態で法改正案が提出をされたという事実、そして、法案の事前審議というか、つくり込みの段階で当たっては、各関係団体の意見集約が難しいと、こうしたこと、事実を捉えると、やはり本当に今十分に煮詰められる環境が世の中にあるのかどうか、こういった部分については多少念が残るものだと思っています。

この特許の法改正、今後懲罰的賠償制度あるいは利益吐き出し型の賠償制度を含めて、さまたな追加の議論が行われていくと思いますけれども、ぜひそのあたり、定量的に、そして、各団がちゃんとついてこれるようなベースで、あるはタイミングで進めさせていただきたいと思いますが、長官の方、手が挙がりましたので、お願い

○宗像政府参考人 お答えいたします。

今回の、まず、定量的という点でありますけれども、国内で一体どのくらいの利用率があるのだらうかということを、もちろんそれは、それが可能であればやりたいところではありますけれども、今までの特許については、お客様はとにかく訴えないし、取引関係があれば、権利者やどつちかというと親元の方にお任せするとか、そういう日本のビジネスの風土があります。それがこれからは国際競争の時代に合っているのかどうかというところが根本的に問われる。

何をKPIとして目指すかというよりも、やはり、既存のパラダイムの中で想定される目標とか推計とか、そういうものが意味を持たないような大きな変化に私たちも直面しているのではないか。そして、諸外国を見れば、もとからこういう制度を持つていてるアメリカやヨーロッパ、そして、近年急速にこういう制度をヤツチアップしている、そしてさらには抜こうとしている中国や韓国を見ておりますと、日本はじつとしていてはいけないのでないだらうか。

団体の中でも大きな意見の違いがあります。会員の企業さんは、それはいろいろな業種の方を含みますので、お立場によって、それぞれ事業が置かれている状況によって、この問題に対する御意見が異なります。そうすると、団体としては、抵抗感がある会員を残して賛成というのはなかなか言いにくい、どうしても慎重な意見に寄り添うということをやむなくされるというところがあります。

そこで、今回は、そこに、団体にそういう負荷をかけるというよりは、私どもが個々の企業のお話をよく聞いて、実際に個々の企業のお話を聞くときには、団体に御協力をいただいて場をつくつていただきました。先ほど部長がお答えしましたように、団体が場をつくつてくださったことで、数十社の会社と一堂に会して数時間の議論を積み重ねるということを連日のよう年に年末年始いたしました。

ました。

この結果があつて、この手続をステップ・バイ・ステップでり合わせるといふこともできましたので、こういう実質的な意見交換はするけれども、それは、団体といふ、いろいろな意見をどうして、最大公約数を表明するかといふのがなかなか難しいような問題について、団体そのものをメンバーにするということにならなか難しい面が

せめて、最高裁あるいは特許庁の方でもいいんですが、どういった人物要件が求められていくべきなのか、ここについてしっかりと明確化をすべきだというふうに思うんです。もし、この点について御意見をいただけましたら、よろしくお願いしたいんですけど。

これは特許法の第二百二条第四項の条文で、今回、この内容を定義したということなんですが、さきよう議論させていただきたいのは、ライセンス料相当額を、侵害をされたわけですから、多少増額する代をつくっておくというその意図は理解ができますが、その意図を条文化したときに、この条文で本当にいいのかどうかを議論させていただきたいと思います。

でライセンス料を合意しましようということあります。

実務的には、特に権利の数が多いような場合に、これはもう切れているんじやないかとか、あるいはこの権利は踏んでいいんだけれども、一個一個やっていると時間がないから、まとめてというような実務もあります。この場合は、裁判で、確かにこの権利が有効で、そしてそれを踏んでしまったということをまず認めていただいた上

○浅野委員 かなりパラダイムが変わるものを持っていて、きな変化の中で、現場がまとまるのを待っていては立ちおかねないという危機感から、特許法の方で今回リーダーシップを發揮していただきたいのだろうというふうに今私は提案させていただきましたが、これを受けて、ちょっと後の質問でも一度触れさせていただきます。

次の質問 具体的な法案の中身に移らせていただきますが、まず、証拠収集手続の創設、誰が行うのか、その実施主体について、きょうこれまで議論がございました。

改めて伺わせていただきたいと思いますが、証拠収集手続、今、法案の報告書等を見ますと、弁理士や弁護士、大学の研究者等を候補としてこれから確保していくということでありますし、きょうこれまでの議論を聞いておりましても、富田先生の質疑の中で、長官の方からしっかりと、最高裁の方からですか、しっかりと人員確保に努めるというような旨の回答がございました。

ですので、ちょっと、あえてそこを更に深掘り

が、技術と訴訟手続の双方に精通した公平な専門家を確保しなければならないというふうに理解しております。最高裁としましても、現場の裁判体の方で円滑に査証人を選任できるよう援助をする必要があるというふうに考えております。

裁判所で専門家の方に関与していくだけ既存の制度としまして、先ほど御紹介しましたとおり専門委員の制度がございまして、この専門委員として任命されている方を査証人の候補者として活用することが考えられるところでございます。

知的財産権関係の専門委員は現在三百人程度おりまして、幅広い専門分野をカバーする体制が整備されてございます。それに加えまして、専門委員に対しましては、毎年、訴訟手続に関する研修もしておりますので、専門委員は査証人の有力な候補者群になり得るものというふうに思つております。そこで、知的財産権関係の専門委員の名簿を査証人の選任でも活用できるよう整えることを考えております。

資料の三の上部にあります四角の中がこの条文の表現になつてござりますが、赤線のところですね。きょう前半でも質疑で取り上げられておりましたが、当該特許権者は専用実施権が得ることとなるその対価を考慮することができるものとする、この表現でございます。

意図としては、もし両者が円満にライセンス契約をして、その場合決められるライセンス料、これを考慮することができる、そんな言い方えができるのかと思ひますけれども、これはいろいろな提え方があるんじゃないかと思つていまして、ライセンス料を考慮することができるということは、ライセンス料を目標値として、それを考慮しないといふこともできますし、ライセンス料を基準として、そこから幅を持たせた考慮をすることができる、そんな提え方もできるのではないかなどというふうに思つていてます。

やはり、条文というのは、ある程度、条文を行ふ立場の方がちゃんと共通認識を持てるようなものでなければいけないと思うんですけれど

で、そのことを前提とした交渉で合意したである
う対価を考慮するということとござります。
条文は、確かに抽象的に書いてあるように見え
るわけでありますけれども、ここは、まさに今御
議論いただいているように、この実施料額の算定
に当たって、確かに、事前よりはあるえるである
う、ふえる方向に働くであろうと考えられる要素
として、この小委員会の報告書に類型的に挙げら
れているわけですから、侵害された特許が有効
であること、特許権者の判断機会が失われてし
まつたこと、そして、侵害者が制約なく特許権を
実施したこと、というものが挙げられております。
こういったふえる方向に働く要素につきまして
は、これは個別具体的な事案に応じて裁判所が適
宜考慮しなければならない。これは事案によつて
当てはめができないものもありますので、そこを
裁判所にしつかりと検討いたくためにこういう
条文にしてありますて、要素を逐一書き込むとい
うのではなくて、それを全体として読みめる規
定としたものでございます。

する質問をさせていただきたいのですが、やはり人物が証拠収集手続を行うべきであるといふふうに思います。そして、当然ながら、弁理士の方とかそういう方々が候補であることも私は異論はないませんが、今後、ただ、これから本半ばにさまざまな幅広い分野で訴訟が起ころり得る中で、非常に誰がステークホルダージャニーか、本当に中立なのかという部分の判断を見きわめるのは大変難しいと思います。

○浅野委員 ありがとうございます。
そういう明確な方向性があるということなので、ぜひそれを早期に整備をしていただきますと
うにお願いを申し上げます。
続いての質問に移らせていただきますが、次
は、ライセンス料相当額の増額について質問をさ
せていただきます。

も、ちゃんと当初の意図に合った条文になつていいのかどうか。私は、ちょっとと今、二通りの捉え方ができるんじゃないかなというふうに感じたわけですがれども、このあたり、特許庁の方あるいは関係、答弁できる方からお願いいたします。○宗像政府参考人 御指摘の改正法案第百二条四項の趣旨は、ポイントが 先生が赤線を引いていたが少し前の、侵害者が確かに特許権を使っている、私、使っていましたということをまず認めただいで、それが大前提で、使っていたの

今後、この条文の趣旨をしつかり周知をしていくとともに、この条文が裁判実務でどのように運用されているか、しっかりと注視してまいりたいと存じます。

（原作第10回） 徒手折のむち立ち落とし（第二回）
項の趣旨は、ポイントが 先生が赤線を引いていた
ただいた少し前の、侵害者が確かに特許権を使つ
てゐる、私、使つていましたということをまずお
認めいただいて、それが大前提で、使つていたの

今後、そういう条文の解釈についてもし判断しがねるような場合には、きょうのこの議事録ですとか、しっかりと特許庁の方からも丁寧な説明をいただきたいと思います。

